

「鶴ヶ城公園春のライトアップ動画・画像」の使用に関する取扱要綱

(令和元年5月10日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「鶴ヶ城公園春のライトアップ動画・画像」(以下「動画・画像」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(動画・画像等に関する権利)

第2条 動画・画像等に関する著作権及び所有権は、会津若松市(以下「市」という。)に属する。

(動画及び画像の種類)

第3条 使用の対象とする動画・画像は、第2項に掲げる「観光PR動画」第3号に掲げる「観光素材動画」及び第4項に掲げる「観光素材画像」とする。

2 使用の対象とする「観光PR動画」は、本編映像(2分40秒)1本及び短編動画(1分)2本とする。

3 使用の対象とする「観光素材動画」は、昼の空撮映像及び夜の空撮映像並びに昼の地上からの映像並びに夜の地上からの映像とし、二次利用を可能とする。

4 使用の対象とする「観光素材画像」は、市が別に定める写真及び市が鶴ヶ城の有するイメージを損なわないと判断するものに限るものとする。

(使用の目的)

第4条 動画・画像の使用は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、認めるものとする。

- (1) 市が使用するとき。
- (2) 鶴ヶ城のPR及びイメージの向上、市の各種施策の推進に貢献するものと判断されるとき。
- (3) 報道機関が報道本来の目的のために使用するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めたとき。

(使用の手続)

第5条 動画・画像を使用しようとする者は、「鶴ヶ城公園春のライトアップ動画・画像」使用承認申請書(第1号様式)により、市長の承認を受けなければならない。ただし、前条第1号又は第3号に該当する使用については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、前条の規定に該当し、かつ、次の各号のいずれにも該当しない場合は、動画・画像の使用を承認するものとする。

- (1) 法令等に違反するとき又はその恐れがある場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定するもの
- (5) 動画・画像等の使用によって誤認又は混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- (6) 鶴ヶ城のイメージを損なう恐れがあり、又は使用の趣旨に反する場合
- (7) 消費者金融又は高利貸しにかかるもの
- (8) 公序良俗に反するとき又はその恐れがある場合

(9) 特定の個人、団体、法人（市を除く。）又は、商品等を支援若しくは推薦し、又は、これらを行うおそれがあると認められる場合。但し、前条第2号の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。

(10) 前各号に掲げるもののほか、動画及び画像を使用することが適当でないとして市長が認める場合

3 市長は、使用を承認するときは、第1項の申請を行った者に対し、「鶴ヶ城公園春のライトアップ動画・画像」使用承認書（第2号様式）を交付する。

4 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、動画・画像の使用にあたっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 原則として、「鶴ヶ城」又は「会津若松市」と表記すること。

(2) 許諾された使用内容にのみ使用すること。

(3) 許諾を受けた権利を譲渡し、転貸、又は担保に供しないこと。

（使用料）

第6条 動画及び画像の使用許諾料は、無償とする。

（地位の承継）

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

（使用承認の変更）

第8条 使用者は、承認された内容について変更しようとする場合（動画・画像の使用を中止しようとする場合を含む。）には、「鶴ヶ城公園春のライトアップ動画・画像」使用承認変更申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（承認の取消し）

第9条 市長は、使用者がこの要綱及び承認の際に付した条件に違反していると認められる場合は、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認取消しは、「鶴ヶ城公園春のライトアップ動画・画像」使用承認取消書（第5号様式）をもって行うものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された使用者は、動画及び画像を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定による承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

5 市長は、使用者に動画・画像等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとし、使用者は、これに応じなければならない。

（使用の非独占性等）

第10条 この要綱による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を使用する権利を付与しないものとし、かつ、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第11条 市は、この要綱による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 市は、画像・動画等の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、動画・画像等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、動画・画像等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 市長は、動画・動画等の使用許諾の状況等について、広く使用促進を図る観点から、動画・画像等の使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、動画及び画像の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。